

ご存じ
ですか？

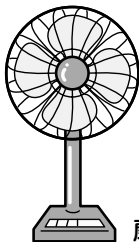
「長期使用製品 安全点検・表示制度」

平成21年4月1日から施行されている製品の長期使用に伴う経年劣化事故防止のための制度です。

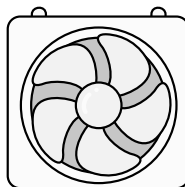
長期使用製品安全表示制度

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品5品目について設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示がメーカーなどに義務化された制度です。

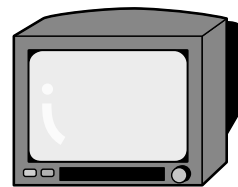
●対象製品



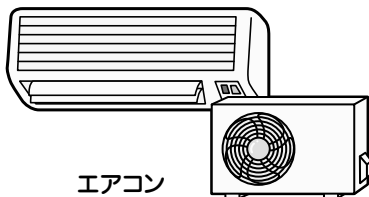
扇風機



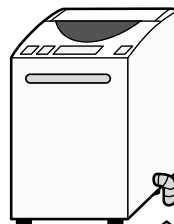
換気扇



ブラウン管テレビ



エアコン



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

●消費者として…

長い間使用している家電製品は、使用中に異常な症状を感じたら、電源スイッチを切り、コンセントから電源プラグを抜いて、メーカーや販売店に相談しましょう。

平成21年4月1日以降に製造または輸入された製品に対しては、下図のような表示がされています。

〈表示イメージ〉



【製造年】20XX 年

【設計上の標準使用期間】△△年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

長期使用製品安全点検制度

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目についての点検制度です。

●対象製品（特定保守製品）



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機

●消費者として…

※現在お使いの製品（平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品）も点検可能ですので、詳しくはメーカーなどにお尋ねください。



※所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。

この制度のお知らせ
ホームページ

http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/01.html

この制度の
問い合わせ

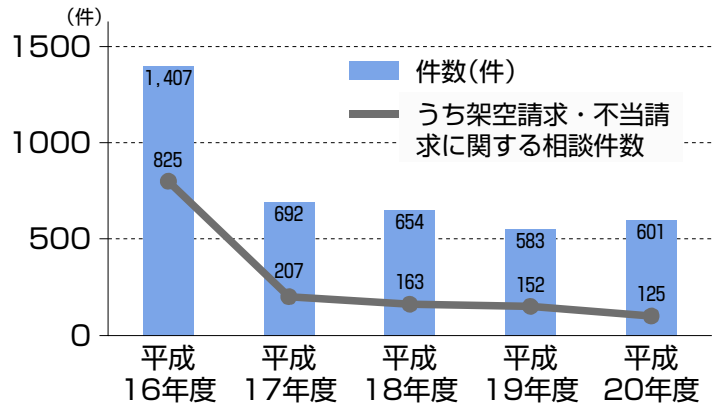
経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 ☎03-3501-4707(直通)
関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 ☎048-600-0409(直通)

平成20年度 消費生活相談ランキング

平成20年度朝霞市消費生活相談の受付件数は601件

架空請求・不当請求は減少傾向にあります但しランキング1位～3位が全体の44%を占めています。

相談件数と架空請求・不当請求に関する相談件数の推移



第1位 架空請求・不当請求



事例①

消費料確認通知書と書かれたはがきが届いた。身に覚えがなく連絡しない場合は裁判所より呼出状が届くと書かれている。

ポイント まるで存在しているかのような公共機関から送付されるはがき。実は大量に印刷して送りつけています。身に覚えがないからといって、問い合わせの連絡をすることによって、さらに個人情報伝えることになり、さまざまな方法で請求が来てしまいます。

事例②

無料のサイトだと思っていたら携帯電話にサイト利用料の請求が54,000円来た。接続したままになっていると言われ請求された。

ポイント 有料サイトであっても、あらかじめ料金の表示がなければ契約は成立しません。

* 相手へ連絡することはやめて、根拠のない請求にはお金を振り込まないよう無視してください。

第2位 多重債務問題



事例①

消費者金融2社から借金をして返済困難。29.1%の利息だけを返済しているがどうしたらよいか。

ポイント 『利息の引き直し計算』(※1)をすることで借金が減ったり、なくなったりします。

※1 「出資法」で定める利息の上限…年利29.2%
「利息制限法」で定める利息の上限…年利15%～20%
契約時から現在までの分を「利息制限法」に基づき引き直した金額で計算のやり直しをすること

事例②

ダイレクトメールが届きヤミ金から借金をしたら毎週のように返済に追われ電話や電報でのしつこい請求に困っている。

ポイント ヤミ金の場合は「ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団」へ相談しましょう。

☎048-836-3466 月～金曜日
午前10時～正午、午後1時～4時

* 次の相談窓口で多重債務の専門家に相談することが大切です。相談は無料でできますし、秘密も守られます。

多重債務専門相談窓口

- ①朝霞市消費生活相談 市役所 2 階 消費生活相談室 ☎048-463-1111 内線2256
日時／月～金曜日 午前10時～正午・午後1時～4時
- ②朝霞市法律相談（予約制） 市役所 2 階 地域づくり支援課 ☎048-463-2648（直通）
日時／水・金曜日 午前10時～正午・午後1時～3時
- ③埼玉県 県民相談総合センター（予約制）
さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁第2庁舎 1 階 ☎048-728-9601
日時／金曜日 午後1時～4時
- ④埼玉弁護士会 法律相談センター（浦和）（予約制）
さいたま市浦和区高砂 4-2-1 浦和高砂パークハウス 1 階 ☎048-710-5666
日時／月・水・木曜日 午前10時～正午・午後1時～4時
火・金曜日 午前10時～正午

第3位 賃貸住宅の敷金トラブル



事例

賃貸アパートを退去したら、ハウスクリーニング代等を請求された。修理見積書を見ると敷金の額だった。

ポイント

契約書の内容、請求の内訳を確認すること。退去時に、通常使用で生じた劣化については、借主の責任で原状回復する必要はありません。国土交通省の「ガイドライン」(※2)を参考に、貸主と話し合ってみましょう。解決できない場合は、裁判所での調停や少額訴訟制度(※3)を利用することもできます。まずは消費生活相談へ。

※2 国土交通省が「原状回復を巡るトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復の定義と費用負担について一般的なルールを示したもの。

国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaidokai.pdf>

※3 60万円以下の金銭の支払いをめぐるトラブルに限って利用できる手続きで、被告（家主）または原告（借主）の住所地を管轄する簡易裁判所で行います。原則1回の審理で終わり、その場で判決が言い渡されます。

消費生活相談室だより

vol. 11

問い合わせ／消費生活相談 ☎048-463-1111 内線2256
月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～正午、午後1時～4時

子どもの消費者トラブルが増えています

インターネットや携帯電話の普及で子どもが当事者となる消費者トラブルが多くなっています。

トラブル事例

- 出会い系サイトやアダルトサイトの登録料、利用料の請求に関するトラブル。
- 個人情報の流出に関するトラブル。
- 携帯電話の使いすぎによる高額な料金請求に関するトラブル。
- 覚えのない相手に安易にアクセスしないようにしましょう。
- 身に覚えのない請求は無視をし、連絡をしないようにしましょう。
- 個人情報を安易に知らせないようにしましょう。
- 興味本位で携帯電話で遊ばないようにしましょう。

